

## 児童発達支援管理責任者の要件（実務経験）

以下のいずれかを満たすこと

- イ、□及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつへの期間が通算して5年以上
- ニの期間を通算した期間が8年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上
- イ、□及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつへの期間が通算して5年以上

イ	下記（1）から（6）までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（「相談支援業務」）その他これに準ずる業務に従事した期間
	(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従業者
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者
	(3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
	(5) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の従業者
	(6) 保健医療機関（病院、診療所）の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、へに掲げる有資格者、(1)から(5)に掲げる従業者としての期間が1年以上の者に限る）

□	<p>下記（１）から（５）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員（以下、「社会福祉主事任用資格者等」）が身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は訓練等を行う等の業務（「直接支援業務」）に従事した期間</p> <p>（１）障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者</p> <p>（２）障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者</p> <p>（３）保健医療機関（病院、診療所）又は薬局、訪問看護事業の従業者</p> <p>（４）特例子会社、助成金受給事業所の従業者</p> <p>（５）学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）の従業者</p>
ハ	<p>以下、（１）及び（２）の期間を合算した期間</p> <p>老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が相談支援業務に従事した期間</p> <p>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって社会福祉主事任用資格者等が直接支援業務に従事した期間</p>
ニ	<p>□の（１）から（５）までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援業務に従事した期間</p>
ホ	<p>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従業者、特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援業務に従事した期間</p>
ヘ	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士</p>

※1年以上の実務経験は、1年あたり180日以上であることを要します。

※児童発達支援管理責任者となるには、上記実務経験に加えて相談支援従事者初任者研修（講義部分）及び児童発達支援管理責任者研修を修了していなければなりません。

※平成31年3月31日までであった猶予措置及び資格弾力化特区等の特別措置は、現在は廃止されています。